



4要求に関する

団体交渉
速報

秋厚労ニュース

NO 1771号
2017年6月15日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018-864-3341
FAX 018-864-3349

58才以上ボーナス8割に

去る6月15日、4項目の要求に関する団体交渉が行われ、秋厚労27人、経営側12人が参加しました。夏のボーナスは2ヶ月。58才以上の人でも7割から8割にアップしました。

労働時間の管理、職場のあり方、休み、臨時職員と正職員との待遇差、給食委託、学位や認定などの問題で、多くの人が発言し、「働き方」に関する論議が行われたことは成果でしたが、具体的な改善にまでは至りませんでした。中央委員会は、論議の末、58才以上の改善等を評価し、妥結しました。

内容	秋厚労の要求・意見	経営側の回答・意見																
ボーナス	☆ 年間手当5ヶ月 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>内訳</th> <th>支給日</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>2.0ヶ月</td> <td>7月15日</td> <td>7月15日</td> </tr> <tr> <td>年末</td> <td>2.5ヶ月</td> <td>12月15日</td> <td>12月15日</td> </tr> <tr> <td>年度末</td> <td>0.5ヶ月</td> <td>3月15日</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		内訳	支給日	基準日	夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日	年末	2.5ヶ月	12月15日	12月15日	年度末	0.5ヶ月	3月15日	3月31日	★ 夏期手当（本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当）×2ヶ月 ★ 基準日・支給日、7月15日 ★ 年末手当は、しかるべき時期に再交渉 ★ 年度末手当は、今のところ考えてない ★ 臨時職員は0.8ヶ月
	内訳	支給日	基準日															
夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日															
年末	2.5ヶ月	12月15日	12月15日															
年度末	0.5ヶ月	3月15日	3月31日															
58歳以上の不利益の解消	☆ 58歳以上の人にも100%のボーナス支給を	★ とりあえず平成29年度のボーナスを7割から8割に引き上げる ★ 平成30年度以降は、8割をベースに考える																
労働時間の管理	☆ 秋田・平鹿に労基署が入った理由は？ ☆ 研修会を運営する立場の人は「参加が強制されている」と言えるのではないかと	★ 秋田は有機溶剤、平鹿は時間外 ★ 個別の問題には答えられない ★ ガイドラインに沿って、長時間労働も把握しようとしている																
夏休みや有給休暇	☆ 個人の希望を無視して勝手に休みを付けられる場合がある ☆ みんなの意見を聴くように、師長会議等で働きかけを	★ 勤務表作る人が希望くみ取ってるはず ★ みんなで良く話し合っ、風通しの良い職場をつくってほしい ★ 師長会議等では話をする																
ハラスメント対策	☆ 現行のハラスメントマニュアルの相談窓口（総務課長等）では、相談しにくい ☆ 秋厚労はハラスメントを許さない	★ 処分も含め重要な経営事項なので、組織外の人を窓口にするわけにはいかない ★ リーフレットを各病院に配布し、対策に努めている																
臨時職員の雇用期限	☆ 「5年しか働けない」という条件では増々人の確保が困難に ☆ 同じ仕事をしているのに臨時職員の待遇が低く、差別雇用	★ 厚生連の先行きを考えたら長期雇用はできない ★ 「5年たてば無期雇用に転換」という国の政策がおかしいと思う																
給食の委託	☆ 大事な給食が「コスト」として扱われ「お金の問題」にすり替わっている	★ 業者側で受託体制が出来てきた ★ 長い目で見て安くなるはず																
学位と認定	☆ 働きながら学位をとることに何らかのことはしてほしい ☆ 病院で必要としていても人手が少なく認定をとれないケースがある	★ 自己研鑽しスキルを上げる意識は素晴らしいが、会の中でも論議をしていない ★ 病院が必要としている資格には一定の支援をしている																